

「一般債振替決済口座管理規定」 新旧対照表

※「新」の変更箇所は赤字で表示。

新	旧
<p>(この規定の趣旨)</p> <p>第 1 条 この規定は、お客様が社債、株式等の振替に関する法律（以下「振替法」といいます。）に基づく振替制度において取り扱う一般債に係る <u>(削除)</u> 口座（以下「振替決済口座」といいます。）を当金庫に開設するに際し、当金庫とお客様との間の権利義務関係を明確にするために定めるものです。また、一般債の範囲については、株式会社証券保管振替機構（以下「機構」といいます。）の社債等に関する業務規程に定めるものとします。</p> <p>(お客様への連絡事項)</p> <p>第 11 条 (略)</p> <p>2 前項の残高照合のための報告は、一般債の残高に異動があった場合に、当金庫所定の時期に年 1 回以上ご通知します。また、法令等の定めるところにより取引残高報告書を定期的に通知する場合には、残高照合のための報告内容を含めて行いますから、その内容にご不審の点があるときは、速やかに当金庫 <u>担当部門の責任者に直接ご連絡ください。</u></p> <p>3 (略)</p> <p>4 (略)</p> <p><u>(口座管理料)</u></p> <p>第 1 3 条 (削除)</p> <p>(当金庫の連帯保証義務)</p> <p>第 13 条 機構又は信金中央金庫（上位機関）が、振替法等に基づき、お客様（振替法第 11 条第 2 項に定める加入者に限ります。）に対して負うこととき</p>	<p>(この規定の趣旨)</p> <p>第 1 条 この規定は、お客様が社債、株式等の振替に関する法律（以下「振替法」といいます。）に基づく振替制度において取り扱う一般債に係る <u>お客様</u> の口座（以下「振替決済口座」といいます。）を当金庫に開設するに際し、当金庫とお客様との間の権利義務関係を明確にするために定めるものです。また、一般債の範囲については、株式会社証券保管振替機構（以下「機構」といいます。）の社債等に関する業務規程に定めるものとします。</p> <p>(お客様への連絡事項)</p> <p>第 11 条 (同左)</p> <p>2 前項の残高照合のための報告は、一般債の残高に異動があった場合に、当金庫所定の時期に年 1 回以上ご通知します。また、法令等の定めるところにより取引残高報告書を定期的に通知する場合には、残高照合のための報告内容を含めて行いますから、その内容にご不審の点があるときは、速やかに当金庫 <u>の金融サービス部に直接後連絡ください。</u></p> <p>3 (同左)</p> <p>4 (同左)</p> <p><u>(口座管理料)</u></p> <p>第 13 条 <u>当金庫は、口座を開設したときは、その開設時及び口座開設後 1 年を経過するごとに所定の料金をいただくことがあります。</u></p> <p>2 <u>当金庫は、前項の場合、売却代金等の預り金があるときは、それから充当することがあります。また、料金の支払いがないときは、一般債の償還金又は利金の支払いのご請求には応じないことがあります。</u></p> <p>(当金庫の連帯保証義務)</p> <p>第 14 条 機構又は信金中央金庫（上位機関）が、振替法等に基づき、お客様（振替法第 11 条第 2 項に定める加入者に限ります。）に対して負うこととき</p>

れている、次の各号に定める義務の全部の履行については、当金庫がこれを連帯して保証いたします。

- (1) 一般債の振替手続きを行った際、機構又は信金中央金庫（上位機関）において、誤記帳等により本来の残額より超過して振替口座簿に記載又は記録がされたにもかかわらず、振替法に定める超過記載又は記録に係る義務を履行しなかったことにより生じた一般債の超過分（一般債を取得した者のないことが証明された分を除きます。）の償還金及び利金の支払いをする義務
- (2) その他、機構又は信金中央金庫（上位機関）において、振替法に定める超過記載又は記録に係る義務を履行しなかったことにより生じた損害の賠償義務

（同一銘柄について、複数の直近上位機関から顧客口の開設を受けている場合の通知）

第 14 条 （略）

（機構において取り扱う一般債の一部の銘柄の取扱いを行わない場合の通知）

第 15 条 （略）

（反社会的勢力との取引拒絶）

第 16 条 振替決済口座は、お客様が第 17 条第 3 項各号のいずれにも該当しない場合に利用できるものとし、第 17 条第 3 項各号の一にでも該当する場合には、当金庫は振替決済口座の開設をお断りするものとします。

（解約等）

第 17 条 この契約は、お客様のお申し出によりいつでも解約することができます。解約するときは、その 10 営業日前までに当金庫所定の方法でその旨をお申し出のうえ、解約の際にお客様が当金庫所定の解約依頼書に届出の印章により記名押印してご提出し、一般債を他の口座管理機関へお振替ください。第 4 条によるお客様からのお申し出により契約が更新されないときも同様とします。

2 次の各号のいずれかに該当する場合には、当金庫はいつでも、この振替決済口座を解約できるものと

れている、次の各号に定める義務の全部の履行については、当金庫がこれを連帯して保証いたします。

- (1) 一般債の振替手続きを行った際、機構又は信金中央金庫（上位機関）において、誤記帳等により本来の残額より超過して振替口座簿に記載又は記録がされたにもかかわらず、振替法に定める超過記載又は記録に係る義務を履行しなかったことにより生じた一般債の超過分（一般債を取得した者のないことが証明された分を除く。）の償還金及び利金の支払いをする義務
- (2) その他、機構又は信金中央金庫（上位機関）において、振替法に定める超過記載又は記録に係る義務を履行しなかったことにより生じた損害の賠償義務

（同一銘柄について、複数の直近上位機関から顧客口の開設を受けている場合の通知）

第 15 条 （同左）

（機構において取り扱う一般債の一部の銘柄の取扱いを行わない場合の通知）

第 16 条 （同左）

（反社会的勢力との取引拒絶）

第 17 条 振替決済口座は、お客様が第 18 条第 2 項各号のいずれにも該当しない場合に利用できるものとし、第 18 条第 2 項各号の一にでも該当する場合には、当金庫は振替決済口座の開設をお断りするものとします。

（解約等）

第 18 条 （追加）

次の各号のいずれかに該当する場合には、当金庫はいつでも、この振替決済口座を解約できるものとし

します。この場合、当金庫から解約の通知があったときは、直ちに当金庫所定の手続きをとり、一般債を他の口座管理機関へお振替えください。第4条による当金庫からの申し出により契約が更新されないときも同様とします。

1 (削除)

(1) お客様について相続の開始があったとき

3 (削除)

(2) お客様がこの規定に違反したとき

5 (削除)

6 (削除)

(3) やむを得ない事由により、当金庫が解約を申し出たとき

3 前項のほか、次の各号の一にでも該当すると認められる場合には、当金庫は取引を停止し、又はお客様に通知をすることにより、この振替決済口座を解約できるものとします。この場合、直ちに当金庫所定の手続きをとり、一般債を他の口座管理機関へお振替えください。ただし、第7条に定める振替を行うことができないと当金庫が判断した場合は、一般債を換金し、金銭によりお返しすることがあります。なお、この換金により生じた損害については、当金庫は一切責任を負いません。また、これにより当金庫に損害が生じたときは、その損害額を直ちにお支払いください。

(削除)

(1) お客様が次のいずれかに該当したことが判明した場合

イ. 暴力団

ロ. 暴力団員

ハ. 暴力団準構成員

ニ. 暴力団関係企業

ホ. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等

ヘ. その他イ. からホ. に準ずるもの

ます。この場合、当金庫から解約の通知があったときは、直ちに当金庫所定の手続きをとり、一般債を他の口座管理機関へお振替えください。第4条による当金庫からの申し出により契約が更新されないときも同様とします。

1 お客様から解約のお申出があったとき

2 お客様について相続の開始があったとき

3 お客様が手数料を支払わないとき

4 お客様がこの規定に違反したとき

5 第13条による料金の計算期間が満了したときに口座残高がないとき

6 お客様が第23条に定めるこの規定の変更に同意しないとき

7 やむを得ない事由により、当金庫が解約を申し出たとき

2 前項のほか、次の各号の一にでも該当すると認められる場合には、当金庫は取引を停止し、又はお客様に通知をすることにより、この振替決済口座を解約できるものとします。この場合、直ちに当金庫所定の手続きをとり、一般債を他の口座管理機関へお振替えください。ただし、第7条に定める振替を行うことができないと当金庫が判断した場合は、一般債を換金し、金銭によりお返しすることがあります。なお、この換金により当金庫に損害が生じたときは、その損害額を直ちにお支払いください。

① お客様が暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」といいます。）に該当することが判明した場合

② お客様が次のいずれかに該当することが判明した場合

A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること

B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること

C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用して

<p><u>(2)</u> お客様が、自ら又は第三者を利用して次のいずれかに該当する行為をした場合</p> <p><u>イ.</u> 暴力的な要求行為</p> <p><u>ロ.</u> 法的な責任を超えた不当な要求行為</p> <p><u>ハ.</u> 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為</p> <p><u>ニ.</u> 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて当金庫の信用を毀損し、又は当金庫の業務を妨害する行為</p> <p><u>ホ.</u> その他<u>イ.</u> から<u>ニ.</u> に準ずる行為</p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>4</u> <u>第2項</u>又は<u>第3項</u>に基づく解約に際しては、お客様の振替決済口座に記載又は記録されている一般債及び金銭については、当金庫の定める方法により、お客様のご指示によって換金、反対売買等を行ったうえ、金銭により返還を行います。</p> <p>(緊急措置)</p> <p><u>第18条</u> (略)</p> <p>(免責事項)</p> <p><u>第19条</u> 当金庫は、次に掲げる場合に生じた損害については、その責を負いません。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 依頼書、諸届その他の書類に使用された印影</p>	<p><u>いと認められる関係を有すること</u></p> <p><u>D. 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること</u></p> <p><u>E. 役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること</u></p> <p><u>(3)</u> お客様が、自ら又は第三者を利用して次のいずれかに該当する行為をした場合</p> <p><u>A.</u> 暴力的な要求行為</p> <p><u>B.</u> 法的な責任を超えた不当な要求行為</p> <p><u>C.</u> 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為</p> <p><u>D.</u> 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて当金庫の信用を毀損し、又は当金庫の業務を妨害する行為</p> <p><u>E.</u> その他<u>A.</u> から<u>E.</u> に準ずる行為</p> <p><u>3</u> <u>第2項</u>による一般債の振替手続きが遅延したときは、遅延損害金として振替が完了した日までの手数料相当額をお支払いください。この場合、<u>第13条第2項</u>に基づく返戻金は、遅延損害金に充当しますが、不足額が生じたときは、直ちにお支払いください。</p> <p><u>4</u> 当金庫は、前項の不足額を引取りの日に<u>第13条第1項</u>の方法に準じて自動引落しすることができるものとします。この場合、<u>第13条第2項</u>に準じて売却代金等から充当することができるものとします。</p> <p><u>5</u> <u>第1項</u>又は<u>第2項</u>に基づく解約に際しては、お客様の振替決済口座に記載又は記録されている一般債及び金銭については、当金庫の定める方法により、お客様のご指示によって換金、反対売買等を行ったうえ、金銭により返還を行います。</p> <p>(緊急措置)</p> <p><u>第19条</u> (同左)</p> <p>(免責事項)</p> <p><u>第20条</u> 当金庫は、次に掲げる場合に生じた損害については、その責を負いません。</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) 依頼書、諸届その他の書類に使用された印影</p>
--	--

(削除)を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて一般債の振替又は抹消、その他の取扱いをしたうえで、当該書類について偽造、変造その他の事故があった場合に生じた損害

(3) (略)

(4) (略)

(5) (略)

(6) 第 18 条の事由により当金庫が臨機の処置をした場合に生じた損害

(機構非関与銘柄の振替の申請)

第 20 条 (略)

(振替法に基づく振替制度への移行手続き等に関する同意)

第 21 条 (略)

(この規定の変更)

第 22 条 この規定は、法令の変更又は監督官庁並びに機構の指示、その他必要な事由が生じたときは、民法第 548 条の 4 の規定に基づき変更することがあります。変更するときは、変更を行う旨及び変更後の規定の内容並びにその効力発生時期を店頭表示、インターネットその他相当の方法により周知します。なお、変更の内容が、お客様の従来の権利を制限し、又はお客様に新たな義務を課すものであるときは、その効力発生時期が到来するまでに周知します。

2020年4月1日現在

横浜信用金庫

付 則

この改正は2020年4月1日から施行する。

2020年4月1日改正

(又は署名)を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて一般債の振替又は抹消、その他の取扱いをしたうえで、当該書類について偽造、変造その他の事故があった場合に生じた損害

(3) (同左)

(4) (同左)

(5) (同左)

(6) 第 19 条の事由により当金庫が臨機の処置をした場合に生じた損害

(機構非関与銘柄の振替の申請)

第 21 条 (同左)

(振替法に基づく振替制度への移行手続き等に関する同意)

第 22 条 (同左)

(この規定の変更)

第 23 条 この規定は、法令の変更又は監督官庁並びに振替機関の指示、その他必要な事由が生じたときに変更されることがあります。なお、変更の内容が、お客様の従来の権利を制限もしくはお客様に新たな義務を課すものであるときは、その変更事項をご通知します。この場合、所定の期日までに異議の申立てがないときは、規定の変更にご同意いただいたものとして取り扱います。

附 則

この改正は平成28年1月1日から施行する。

平成27年12月改正